

村田会湘南訪問看護ステーション
(介護予防) 訪問看護
運営規程

医療法人社団 村田会

令和3年1月1日 施行
令和6年6月1日 変更

村田会湘南訪問看護ステーション (介護予防) 訪問看護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 村田会が開設する村田会湘南訪問看護ステーション(以下「当事業所」という。)が実施する(介護予防)訪問看護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所における(介護予防)訪問看護は、要介護状態(介護予防訪問看護にあつては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)であり、かつ病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあつてかかりつけの医師により(介護予防)訪問看護の必要を認められた高齢者等に対し、適正な(介護予防)訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、(介護予防)訪問看護計画に基づいて、対象利用者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(名称及び所在地)

第4条 事業を実施する事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

名称	村田会湘南訪問看護ステーション
所在地	神奈川県藤沢市大庭5526番地の22
連絡先	電話：0466-20-1704 FAX：0466-20-1706

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(看護師)
- (2) 看護職員 3人以上(看護師/理学療法士等)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、この事業に携わる従業者の管理及び、業務の実施、状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員は、かかりつけの医師からの指示書に基づき各利用者の(介護予防)訪問看護計画及び報告書を作成し、(介護予防)居宅を訪問し訪問看護を実施する。

(営業日及び営業時間)

第7条 (介護予防) 訪問看護の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日～金曜日を営業日とする。
- (2) 12月30日から1月3日までを休業日とする。
- (3) 営業日の9時00分から17時00分までを営業時間とする。

((介護予防) 訪問看護の提供方法及び内容)

第8条 当事業所が実施する(介護予防)訪問看護の提供方法は以下の通りとする。

- (1) (介護予防) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した(介護予防)訪問看護の指示書に基づいて(介護予防)訪問看護計画書を作成し、(介護予防)訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者またはその家族から当事業所に直接申し込みがあった場合は、かかりつけの医師に指示書の交付を求めるよう促すと共に、居宅介護支援事業者との連携を指導する。
- (3) 利用希望者にかかりつけの医師がいない場合は、当事業所から藤沢市医師会等に主治医の選定を依頼し、必要なサービス提供が可能となるよう支援する。
- (4) (介護予防) 訪問看護を開始するにあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスについての説明を行い、その趣旨及び利用料金等について理解を得ることとする。

2 指定(介護予防)訪問看護の内容は以下の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の支援
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症利用者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療的処置

(利用者負担の額)

第9条 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて事業を行う場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの実費の支払いを受けることができるものとする。なお、自動車を使用する場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル当たり20円とする。
- 3 (介護予防) 訪問看護の利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。
 - ・利用日当日朝9時まで：無料
 - ・上記以降：当該日利用者負担額の100%
- 4 上記の利用者負担の額を受けるに当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、書面による利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

藤沢市、茅ヶ崎市

(身体拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止等）

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第13条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 3 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（緊急時等における対応方法）

第14条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変等が生じた場合は、必要に応じ臨時応急処置を実施すると共に、速やかにかかりつけの医師に連絡しその指示を求める。また、当該対応をとった場合は速やかにその内容を管理者に報告し、居宅介護支援事業者など必要関係機関に連絡するものとする。

- 2 その他緊急事態又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。
- 3 営業時間外における緊急時については、医療機関への連絡先など利用者及び家族に対しあらかじめ説明・指導を行っておくものとする。

（損害発生時の対応）

第15条 事業者は、（介護予防）訪問看護の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合には、速やかに対応を行う。

- 2 事業者は、前項の損害賠償に対応するため、損害賠償責任保険に加入するものとする。

（衛生管理）

第16条 当施設では、訪問看護員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第17条 事業者は、提供したサービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 窓口設置場所 神奈川県藤沢市大庭5526番地の22
村田会湘南訪問看護ステーション
- 5 窓口開設時間 月曜日～金曜日 9時00分から17時00分
但し、祝祭日・年末年始（12月30日から1月3日）を除く
- 6 担当者 管理者

(守秘義務)

第18条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。また業務上知りえた利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報については、個人情報保護に関する当法人の基本方針に基づき、その利用目的を定めて適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らさないようしなければならない。但し法令上介護関係事業者が行うべき義務とされているものについては、利用目的及び条件を特定し、利用者から予め同意を得た上で、情報の提供を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 当事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 : 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 : 年1回
- 2 当事業所は労働安全衛生法を遵守し、職場における従業員の健康を確保するため、定期的に健康診断を実施し、従業員の健康状態の把握に努める。
定期健康診断 : 年1回実施する
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 当事業所は看護師等の清潔の保持及び感染防止の観点から、その業務にあたって使い捨ての手袋や携帯用手指消毒等、必要物品を事業所に備え付け、看護師等に対しその使用を指導する。
- 5 (介護予防) 訪問看護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団村田会の理事会において定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年1月1日より施行する。

変更 令和5年9月16日（従業者の員数）

変更 令和6年4月1日（料金表）

変更 令和6年6月1日